

内閣総理大臣 菅 義偉 殿

新型コロナウイルス対策に関する提言
《第6弾》

令和2年12月2日



代表 松井 一郎

共同代表 片山虎之助



新型コロナウイルス感染症対策に関する提言

<第6弾>

日本維新の会は、本年2月3日の第1弾提言を皮切りに5弾にわたって新型コロナウイルス感染症対策に関する提言を政府に提出してきた。

家賃支援はじめ多くの提言が実行に移されており、政府の取り組みに敬意を表するものであるが、他方、特措法の改正など政府も課題があると認めているにもかかわらず進展が見られない分野が残っている。

本提言には、そうした課題が残る重点5分野の政策提案を盛り込んだので、精力的な検討と連携、迅速な対応を要請する。

なお、本提言は、国民の命と健康を守るために必要不可欠なものであり、その実行のために必要な財源は最優先で措置される必要があるため、予備費の活用や補正予算の編成を含め国が厭うことなく財政措置を講じることを強く要請する。

- | | |
|---------------------|-----|
| 1. ピークアウト要因等の分析検証 | - 2 |
| 2. 都道府県知事の権限強化と財源確保 | - 2 |
| 3. 都道府県と国との役割分担の再構築 | - 4 |
| 4. 医療機関・医療関係者等への支援 | - 6 |
| 5. 水際対策、入国管理の強化 | - 7 |

1. ピークアウト要因等の分析検証

日本維新の会は、先の通常国会から継続して、第一波がピークアウトした要因等の分析と検証を行うよう、政府に再三要請してきた。7月には担当閣僚から夏の間成果を上げる旨の発言があったにもかかわらず、未だ公表されるに至っていない。

速やかに検証結果を公表するとともに、GoToキャンペーンの適切な運用等に生かすべきである。

2. 都道府県知事の権限強化と財源確保（特措法、予算）

現行の特措法は、24条9項に知事の権限＜公私の団体又は個人に対する協力要請＞を規定しているが、同法45条に規定する緊急事態宣言下の知事の権限＜施設の使用制限、催物の開催制限等の要請＞との関係が不明確であり、混乱を生む元凶となっている。

そこで、緊急事態宣言が発出されていない段階および緊急事態宣言が発出された後の段階それぞれについて、以下のような権限と財源に関する法制上の措置、財政上の措置等を講ずるべきである。

A) 緊急事態宣言が発出されていない段階

- 1) ・実効的なクラスター対策を講じるための権限に関する規定＜積極的疫学調査に協力すべき旨、感染拡大防止措置を講ずべき旨等の指示、指示の対象事業者名の公表、調査や措置が完了するまでの間の営業停止命令＞を設ける。
・その際には、立入検査の規定、営業停止命令違反等に対する罰則規定、更には、営業停止命令を受けた事業者には相当額の補償金を交付する旨の規定も併せて設ける。

2) ・特措法24条9項に規定する<公私の団体又は個人に対する協力要請>に応じて休業した事業者等に対し、財政上の支援措置を講ずる。

・感染防止のために自ら進んで、感染予防措置の徹底、営業時間の短縮、営業の自粛等を行っている事業者との均衡について留意した上で、支給の対象・要件・金額の算定方法等の枠組みを国主導で定めるとともに、国が必要な財政措置を講ずる。

B) 緊急事態宣言が発出された後の段階

1) ・都道府県知事が「特に感染が拡大している地域」を指定した上で、次の措置を講ずることができるようにする。

・当該措置の実効性を確保するため、立入検査の規定とともに施設使用停止の命令違反等に対する罰則の規定を設ける。

① 当該指定をした地域内で、クラスター感染が発生しやすい業種の事業を営む者に対し、施設使用停止の「要請」(45条2項)・「指示」(同条3項)をした場合に、事業者がその要請・指示に従わないときには、施設使用停止の「命令」

② 当該指定をした地域内で、上記以外の業種の事業を営む者に対し、感染予防措置の「要請」・「指示」をした場合に、事業者がその要請・指示に従わないときには、感染予防措置を講ずべき旨の「命令」+「事業者名の公表」、当該命令に従わない場合には、施設使用停止の「命令」

2) ・特措法45条2項に規定する<施設の使用制限、催物の開催制限等の要請>や同条3項に規定する<当該要請に係る指示>又は上記3)の措置(施設使用停止の命令)に基づいて、休業をした事業者等に対し、国が補償的措置を含む必要な財政上の支援措置を講ずる。

・都道府県知事からの要請等に素直に応じて休業をした事業者等との均衡に留意した上で、支給の対象・要件・金額の算定方法等の枠組みを国主導で定めるとともに、国が必要な財政措置を講ずる。

- 3) ・施設使用の制限等の要請（現行法45条2項）を行うに際しては、それに先立って、政令で定める感染拡大防止措置の要請を行うとともに、この要請に応じた者は、施設使用の制限等に係る要請の対象から除外する。

3. 都道府県と国との役割分担の再構築（特措法）

1) 緊急事態宣言の発出要件等の見直し

現行の特措法は、新型インフルエンザ等の「全国かつ急速なまん延」により国民生活・国民経済に甚大な影響を及ぼす等の場合として政令で定める要件に該当する事態が発生したとの客観的事実の認定のみをもって緊急事態宣言を発出することとしている。

このような発出要件では、地域ごとに柔軟に緊急事態宣言を発出することがためられるおそれがあること等から、緊急事態宣言発出の際の事実認定の要件から「全国かつ急速なまん延」を削るとともに、緊急事態宣言の要件を、i) 新型インフルエンザ等がまん延しているという客観的な事実認定によるもの、ii) 医療提供体制のひっ迫状況などを踏まえた緊急事態宣言の発出の必要性の有無という主観的・政治的な判断を伴うもの等に整理し直す等の法制上の措置を講ずるべきである。

2) 都道府県による緊急事態宣言の発出等への関与

1) により緊急事態宣言発出には地域の実情が勘案されることとなるが、これについては都道府県知事の方がより情報を持っていることから、都道府県知事の要請を通じて地域の実情を伝え、国による緊急事態措置の必要性の判断を助ける枠組みとするべきである。

- ① 都道府県対策本部長は、当該区域の新型インフルエンザ等まん延の状況、医療の提供体制の確保状況など地域の実情を勘案し、当該区域を対象として緊急事態宣言・解除宣言の発出又は対象区域の変更を要請することができることとする。
- ② 政府対策本部長は、①の要請に応えない場合は、その旨及びその理由を、遅滞なく、当該要請をした都道府県対策本部長に通知しなければならないこととする。
- ③ 政府対策本部長は、緊急事態宣言の発出若しくは延長又は解除宣言の発出を行う際に、対象となる区域の都道府県対策本部長の意見を聴かななければならないこととする。

また、緊急事態宣言の発出・延長を行う「理由」は、解除宣言を行う理由と表裏の関係にある重要な事項であることから、国が緊急事態宣言の発出又は延長を行った際には、その「理由」についても国会に対する報告事項とするべきである。これにより、いわゆる“出口戦略”を可視化し、出口に関する予見可能性を高めることができる。

3) 都道府県による基本的対処方針の策定等への関与

基本的対処方針の策定・変更の際に、都道府県の関与の機会を確保するため、以下のような規定を追加するべきである。

- ① 国が基本的対処方針の策定又は変更を行う際に、都道府県がその内容に関する意見を述べる機会を設ける。
- ② 国が基本的対処方針の策定又は変更を行うに当たっては、都道府県の自主性及び自立性に配慮する。

4. 医療機関・医療関係者等への支援（特措法、予算）

1) 感染患者の受入れにより生じた事由に基づく給付

現行の特措法上、コロナ感染患者に対する医療提供に係る損失補償の規定（62条2項）、損害補償の規定（63条1項）は、個人の「医療関係者」を対象とし病院等の医療機関は対象となっていない。また、いずれも、補償の要件として医療等の実施の要請・指示（31条1項・3項）が前提とされており、適用の場面が限定されている。

そこで、医療機関が「協力の要請」（24条9項）に応じてコロナ感染患者に医療を提供した場合に、その受入れにより収入が減少した医療機関に対して支援金を支給するとともに、コロナに感染した医療関係者等に対して労災保険給付とは別に見舞金を支給する。

2) 設備整備等に要する費用の補助

コロナ感染患者を受け入れるための設備の整備等を行う医療機関に対し、その整備等に要する費用の補助を行う。

実際にコロナ感染患者の受入れを行ったか否かを問わず、患者を受け入れるための設備整備等に必要な費用の補助を行うことで、コロナ感染患者を受け入れられる医療機関の数を増やし、コロナ感染患者への医療提供体制の整備を図る。

3) 医療機関への人件費に要する費用の補助

コロナ禍による看護師等の人手不足という現状に対応しコロナ感染患者への医療提供体制の整備を図るため、コロナ感染患者を受け入れるために看護師、准看護師等を新たに雇う医療機関に対し、その人件費に要する費用の補助を行う。

4) あるべき患者の受け入れ態勢の構築

現在の医療計画に定められている五疾病五事業に六事業目として感染症（新型コロナウイルス感染症）対策を加える。これによって、地域医療構想の実現に向けて、例えば公立・公的病院などが果たすべき役割を明確にしていく。

5. 水際対策、入国管理の強化（予算）

海外からの新形コロナの流入を防ぐためには、出入国制限の緩和に先立って水際対策の充実・強化を図ることが不可欠であるため、7月にも大阪府の吉村洋文知事が上京し、政府に具体的な改善を申し入れたにもかかわらず、政府の対応は後手に回っていると指摘せざるを得ない。

特に成田、関空等国际拠点空港の機能回復を図るためには、1) 検疫・検査体制の強化と検査機器の整備、2) 革新的な検査方法の導入、3) ICT化による抜本的な効率化、4) 陽性者への対応体制の大幅拡充という4つの課題に対応していくことが重要であり、改めて迅速な対応を要望する。